

## 争点表

## 目次

	頁
原告らの主張の骨子（条約と憲法の位置付け）	1
Ⅰ：児童の権利条約の効力	1
Ⅱ：児童の権利条約の基本構造	1
Ⅲ：条約9条1項の「司法の審査」は義務的司法審査（mandatory judicial review）（＝全件についての司法審査）を要請するか	2
Ⅳ：条約9条3項は「父母の一方又は双方から分離されている児童が定期的に父母のいずれとも人的な関係及び直接の接触を維持する権利」の実現を要請する	5
Ⅴ：分離された親子の面会通信を確保するための立法措置の内容	6
Ⅵ：憲法13条・31条による、一時保護における適正手続としての司法審査の要請	8
Ⅶ：憲法13条に基づく親子の権利の保障	12
Ⅷ：憲法13条に基づく親子の人権（Ⅶ）の効果	15
Ⅸ：一時保護について	16
Ⅹ：児童福祉法33条1項の「必要があると認めるとき」の要件の不明確性	20
Ⅺ：本件での立法不作為の違法性	20